

## 再 評 価 書

箇所名	木屋村山線	事業名	林道事業	課名	農林水産部 治山林道課
事業概要	工期	H15年～H29年	全体事業費	1,657百万円(負担率:国50、県50)	
	(下段:前回)	H15年～H29年	(下段:前回)	1,657百万円(負担率:国50、県50)	
事業目的及び内容					
<p>(1) 所在地            度会郡南伊勢町(旧南島町)村山地区にある林道大紀南島線を起点とし、度会郡大紀町(旧大宮町)三軒家地区と木屋地区を結ぶ林道奥西河内線を終点とします。</p> <p>(2) 事業の目的            戦後に一斉造林されたスギ・ヒノキの人工造林と、薪炭林跡地(二次林)の森林を効率よく整備し、森林資源の活用促進を図るとともに、森林の持つ公益的機能の早期発揮を目的とします。</p> <p>(3) 全体計画            ①延長 : 10,086m (内訳:南伊勢町4,960m、大紀町5,126m)            ②幅員 : 4.0m            ③事業費 : 1,656,900千円 (164千円/m)            ④事業期間 : 平成15年度～平成29年度(15年間)</p> <p>(4) 利用区域の森林資源の状況            当該路線の利用区域面積は343.54haで、その内人工林面積は166.94ha、天然林面積は176.60haで、人工林率は48.6%です。また、8～10歳級の人工林面積は103.59haで、人工林面積の62%を占め、特に9歳級の人工林面積は87.89haと人工林面積の約半数の53%を占め、不均衡な年齢構成となっています。            人工林の中で、間伐を必要とする11～60年生の林分は166.94haで100%を占めています。</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由            平成20年度に三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき(事業採択後一定期間を経過したことにより)再評価を行い、その後、一定期間を経過しましたので再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>(1) 事業着手            平成16年度全体計画調査を実施するとともに、大紀町木屋(旧大宮町)工区から事業を着手。</p> <p>(2) 進捗状況(平成24年度末の事業量)</p> <p>① 開設延長 : 6,755m (進捗率67%)            (内訳:南伊勢町4,960m 大紀町1,795m)</p> <p>② 事業費 : 1,345,169千円 (進捗率81%)            (内訳:南伊勢町1,125,401千円 大紀町219,768千円)</p>					

(3) 利用区域内の森林整備の状況

区 分	H25 調査時点		備 考
	整備面積	うち受光伐	
H16～H19	51.16ha	38.45ha	
H20～H24	89.89ha	— ha	
計	141.05ha	38.45ha	

3 事業を巡る社会経済情勢の変化

(1) 周辺環境の変化

- ① 平成 17 年 2 月に大宮町・紀勢町・大内山村が合併し大紀町に、平成 17 年 4 月に南勢町・南島町が合併し南伊勢町となりました。
- ② 県道等の周辺道路の整備が進んでいます。
- ③ 平成 21 年 2 月に紀勢自動車道大宮大台 IC から紀勢大内山 IC まで開通し、さらに、平成 25 年 3 月に紀伊長島 IC まで開通しました。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

費用対効果指数は、2.05 となりました。

区 分	費用対効果
B (便益)	3,693,408
C (費用)	1,802,472
B/C	2.05

4-2 地元の意向

(1) 受益者

大紀町及び南伊勢町及び森林所有者等から早期完成の要望があります。

(2) 大紀町・南伊勢町

基盤の整備は森林・林業の振興を始めとし、森林の適正な管理を進め森林の持つ多面的機能をより高度に発揮させる役割は大きく、当該林道は、山側に位置する大紀町と海側に位置する南伊勢町を結ぶ幹線林道でもあります。

また、大紀南島線（旧大宮町阿曾と旧紀勢町注連小路を經由し南伊勢町に至る）と奥西河内線（旧大宮町地内の2つの地区を結ぶ）を結ぶ道としても重要不可欠であることから、事業継続を望んでいます。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

現地の地形に逆らわない波状線形の採用、路肩の縮減、重力式用擁壁に替えて補強土壁工を活用し、掘削土量やその移動を少なくすることにより、土工事や法面保護工事を減らしコスト縮減を図ります。

5-2 代替案

当該林道の利用区域内の森林整備を図るためには、当該林道を開設する以外に代替案はありません。

再評価の経緯

《平成20年委員会意見》

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、コスト縮減に努めながら、早期完成を目指して事業を継続いたしたい。

# 位置図

三重県公共事業調査委員会

林業事業



平成25年度

林業事業